関　税　政

第　39　号

発行所：関東信越税理士政治連盟
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14F
TEL 048（643）1661　FAX 048（643）1475
発行責任者：会　長　井　部　俊　一
編集責任者：広報委員長　柳　澤　　彰
【ｈｔｔｐ：//www.kanzeisei.jp/】

華厳の滝　秋

写真説明

栃木県日光市にある滝。名前の由来は、仏教の華厳経からきているといわれている。男体山の噴火により堰き止められた中禅寺湖からの地表を流れる唯一の流出口大谷川にある滝。落差97mの滝を一気に流れ落ちる様は壮観であり、日本3大名瀑の一つに数えられている。

写真提供：日光市観光部観光振興課

目　次

第５２回定期大会……　2
井部会長挨拶……　4
平成３０年度運動方針……　11
国会議員政策担当秘書……　15
県税政連だより……　19
関税政の動き……　25

関東信越税理士政治連盟

第52回　定期大会を開催

全議案を承認可決

関税政は、平成30年６月13日午後２時30分から、ザ・キャピトルホテル東急（千代田区）において第52回定期大会を開催した。

当日は代議員250人中215人（委任状出席94人）が出席し、坂場信夫副幹事長・小池英之副幹事長が司会となり大会が進められた。

髙野善生副会長から開会の辞があり、来賓の紹介の後、井部俊一会長から先の衆議院議員選挙の結果や後援会の状況、そして今後の陳情の内容などが報告され、６委員会が活発な活動を行っており、これが関税政活動の活性化につながるとのあいさつ（４頁に掲載）があった。続いて江本英仁関東信越税理士会会長からあいさつがあった。

議長には若山実副会長、副議長には高橋潔副会長が選出され、議長は議事録署名人を指名して議事に入った。

第１号から第６号議案を渡邉輝男幹事長ほか担当の副幹事長が議案説明し、全議案は可決承認された。

議事終了後、各県税政連の幹事長を務める代議員６人が指名され、大会決議文の力強い朗読が行われた。

続く祝賀において、瀧浪貫治日本税理士政治連盟副会長・東京地方税理士政治連盟会長、渡

あいさつをする江本関東信越会会長

若山議長（左）、高橋副議長（右）

邉文雄東京税理士政治連盟会長、藤森強千葉県税理士政治連盟会長から祝辞が述べられた。

その後、山本一太（いちた）参議院議員から国政報告があり、祝電披露の後、大川芳宏副会長の閉会の辞で午後４時55分大会が終了した。

その後の懇親会では、多くの国会議員が出席し交流や意見交換が行われ、和やかな雰囲気のうちに午後６時30分全日程が終了した。

今大会で上程された議案

第１号議案　平成29年度運動経過及び組織活動の承認を求める件

第２号議案　平成29年度収支決算の承認を求める件（監査報告）

第３号議案　平成30年度運動方針の議決を求める件

第４号議案　平成30年度組織活動方針の議決を求める件

第５号議案　平成30年度収支予算の議決を求める件

第６号議案　大会決議の議決を求める件

※第52回定期大会の議案書は関税政ホームページに全文掲載されています。

アドレス【http://www.kanzeisei.jp/】です。

髙野副会長 開会の辞

議案説明をする渡邉幹事長

大川副会長 閉会の辞

祝辞・瀧浪日税政副会長

祝辞・渡邉東税政会長

祝辞・藤森千葉県税政会長

大　会　決　議

一、われわれは、税理士制度の発展と納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。

二、われわれは、納税者に信頼される税理士制度の発展と改正税理士法の定着に向け強力な運動を展開する。

三、われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のため強力な運動を展開する。

四、われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。

五、われわれは、規制改革の動向を注視し、税理士会の強制入会制と税理士業務の無償独占堅持のため強力な運動を展開する。

六、われわれは、税理士の業務に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。

大会決議文を力強く朗読する各県税政連幹事長

茨税政
坂場幹事長

栃税政
小池幹事長

群税政
入沢幹事長

埼税政
秋山幹事長

新税政
古川幹事長

長税政
横沢幹事長

62支局すべてに後援会設立を望む

関東信越税理士政治連盟
会長　井　部　俊　一

皆さんこんにちは！本日は、お忙しい中、関東信越６県下から多くの代議員の皆様にご出席いただき誠にありがとうございます。また、ご来賓として只今ご紹介させていただきましたが、日本税理士政治連盟の小島会長の代理として副会長の瀧浪貫治様をはじめ多くの皆様にご出席いただきました。誠にありがとうございます。

今年は、２年に一度の東京での開催となります。定期大会時の国政報告は群馬県選出の参議院議員山本一太（いちた）先生にお願いいたしました。また懇親会には多くの国会議員の方々がお見えになる予定ですのでご期待いただきたいと思います。

皆様におかれましては、のちほど具体的に報告させていただきますが、この一年間、関税政の会務にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございました。

特に、昨年10月に行われました第48回衆議院議員総選挙におきましては、関税政では39人を推薦し、結果として32人が当選となりました。年内解散のうわさはあったものの急な解散選挙となり、税理士による後援会はじめ、会員の皆様から多大なご協力いただき、誠にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

次に税理士による後援会の件ですが、現在、関税政では37の現職国会議員の後援会があります。ただ後援会のない支局もあります。出来れば関東信越62支局（43選挙区）すべてに後援会がある状態にしたいと思っています。

一般会員の皆さんが改めて政治活動を行うというと、若干の抵抗感があります。後援会活動の参加こそ、一般会員が行う政治活動の第一歩であります。積極的な後援会活動を行い、より多くの会員にその活動に参加いただくことにより、税政連への理解も深まるものと確信いたします。それが、組織率の向上に繋がればと思います。なお、関税政ではこの後援会活動活性化のために助成金制度を設けてバックアップをしているところであります。

本年度に入りまして、４月に群馬県税政で笹川博義後援会、５月に新潟県税政で塚田一郎後援会が設立しております。後援会のない支局の皆さん，是非手をあげてください。役員（関税政）がご支援いたします。よろしくお願いいたします。

次に税制改正についてでありますが、本年４月１日に施行された平成30年度税制改正においては、「事業承継税制の特例の創設」が大きな柱となっております。具体的には平成35年（2023年）３月31日までに「特例承継計画」を提出し、平成39年（2027年）12月31日までに贈与等を行うということであります。全事業者の約３割が後継者が未定であるという現実に、税理士としてしっかりと対応しなければと思っております。なお、これについては日税政で発行しています会報「日本税政連」の６月１日号で、長野県選出の後藤茂之衆議院議員と関税政副会長であり長野県税政連の会長である百瀬会員と税理士による後藤茂之後援会の五味公一会長との対談が掲載されていますので是非ご一読ください。

新たな税制改正としては償却資産税の申告時期の問題が候補にあげられております。期限を１月末ではなく法人の申告期限に合わせるという案であります。今後注目いただきたいと思います。

さて、関税政には６つの委員会があり、役員はいずれかの委員会に属しています。役員一人一人が、自分の属する委員会は何をすべきかを考え行動し、活発な活動を行ってまいります。結果としてそれが関税政活動の活性化に繋がるものと確信いたします。皆様の変わらぬご支援・ご協力を重ねてお願いいたします。

結びに、本日ご出席いただいた皆様の、ご繁栄、ご健勝、ご多幸を祈念いたしまして、私のあいさつといたします。

本日はよろしくお願いいたします。

祝　辞

日本税理士政治連盟
会　長　小　島　忠　男　氏

代読
同副会長　瀧浪　貫治　氏

本日は、関東信越税理士政治連盟の第52回定期大会が、盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げます。また、日ごろから日本税理士政治連盟の会務運営に対し、格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

まず、昨年10月22日に行われた第48回衆議院議員総選挙についてであります。関東信越税理士政治連盟におかれては、井部会長、渡邉幹事長が先頭となり積極的に対応され、全国で248名の推薦候補者の当選という大きな成果を収めることができました。この場をお借りして御礼を申し上げます。

2019年の７月には、第25回参議院議員通常選挙が行われます。国政選挙への対応は、税政連にとって最も重要な活動であり、本連盟は全国統一の運動方針を確立のうえ、全国の税政連の皆様の力を結集し全力でこれに取り組むこととなります。関東信越税理士政治連盟におかれても、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

さて、このほかの本連盟の諸課題についても、所信の一端をご報告させていただきます。

まず、税制改正への対応について申し上げます。

４月１日に施行された平成30年度税制改正においては、事業承継税制など、多くの税政連の要望が実現いたしましたが、平成31年度税制改正に向けた対応がすでに開始されております。日税連は、平成31年度税制改正に関する建議書を６月28日の理事会において機関決定いたします。

本連盟は、日税連と連携して、消費税や中小企業税制に係る要望実現に向け、積極的に対応いたします。特に消費税については、2019年10月、税率10％引き上げに伴う複数税率の導入が予定されています。中小企業に過重な負担をもたらすこととなる複数税率の導入に対し、最後まで税政連としての要望を訴え続けます。

次に、税理士法改正について申し上げます。

日税連は、次なる税理士法改正に向けた検討を開始しており、本連盟は、日税連と連携して、次世代にとって魅力のある、そして、国民・納税者により一層信頼される税理士制度とするため、積極的に対応いたします。

なお、本連盟が数年にわたり取り組んできた政策担当秘書に関する要望が実現の運びとなりました。近年、税理士は税理士法以外の多くの法律において有資格者として規定されています。例えば、地方自治法に外部監査人の有資格者として、会社法に会計参与の有資格者として、政治資金規正法に登録政治資金監査人の有資格者として、税理士は、公認会計士あるいは弁護士と並んで規定されることが時代の流れとなっており、今回の要望実現により、国会法に基づく政策担当秘書制度においても、税理士が専門家として規定されることとなりました。この要望の実現は、ひとえに関東信越税政連をはじめ全国の税政連の皆様のご尽力によるものであり、この場をお借りして重ねて御礼申し上げます。

さて、税政連の意義と役割がより重要になる中、都市部を中心とする政治離れが進んでおり、税政連組織の強化や後援会活動の活性化の推進が喫緊の課題となっております。

税理士政治連盟の目的は、税理士会の要望を実現することにあります。税政連活動の成果はすべての税理士会会員が等しく享受するのです。現在、本連盟は、日税連との連携をより一層明確にし、同時に税政連のさらなる財政健全化に資する組織改革に向けて、規約等の改正を検討しております。

すべての税理士が税政連の活動にご理解いただき、誇りと使命感を持って活動に参加していただけるよう、本連盟は単位税政連の皆様と英知を結集して取り組んでまいります。今後も、会員の皆様には、税理士政治連盟の活動に対して、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本日ご参会の皆様のご健勝と貴連盟の益々のご発展を切にお祈りいたしまして、祝辞といたします。

ご来賓

（敬称略・順不同）

＜衆議院＞

議員名	選挙区	政党
田所　嘉徳	茨城１区	自由民主党
額賀福志郎	茨城２区	自由民主党
葉梨　康弘	茨城３区	自由民主党
梶山　弘志	茨城４区	自由民主党
石川　昭政	茨城５区	自由民主党
国光あやの	茨城６区	自由民主党
永岡　桂子	比例北関東	自由民主党
石井　啓一	比例北関東	公明党
神田　裕	比例北関東	自由民主党
青山　大人	比例北関東	国民民主党
浅野　哲	比例北関東	国民民主党
船田　元	栃木１区	自由民主党
福田　昭夫	栃木２区	立憲民主党
簗　和生	栃木３区	自由民主党
佐藤　勉	栃木４区	自由民主党
茂木　敏充	栃木５区	自由民主党
佐藤　明男	比例北関東	自由民主党
尾身　朝子	群馬１区	自由民主党
井野　俊郎	群馬２区	自由民主党
笹川　博義	群馬３区	自由民主党
福田　達夫	群馬４区	自由民主党
小渕　優子	群馬５区	自由民主党
中曽根康隆	比例北関東	自由民主党
長谷川嘉一	比例北関東	立憲民主党
堀越　啓仁	比例北関東	立憲民主党
上野　宏史	比例南関東	自由民主党
村井　英樹	埼玉１区	自由民主党
新藤　義孝	埼玉２区	自由民主党
黄川田仁志	埼玉３区	自由民主党
穂坂　泰	埼玉４区	自由民主党
枝野　幸男	埼玉５区	立憲民主党
大島　敦	埼玉６区	国民民主党
神山　佐市	埼玉７区	自由民主党
柴山　昌彦	埼玉８区	自由民主党
大塚　拓	埼玉９区	自由民主党
山口　泰明	埼玉10区	自由民主党
小泉　龍司	埼玉11区	自由民主党
野中　厚	埼玉12区	自由民主党
土屋　品子	埼玉13区	自由民主党
三ツ林裕巳	埼玉14区	自由民主党
田中　良生	埼玉15区	自由民主党
中根　一幸	比例北関東	自由民主党
百武　公親	比例北関東	自由民主党
牧原　秀樹	比例北関東	自由民主党
小宮山泰子	比例北関東	国民民主党
山川百合子	比例北関東	立憲民主党
髙木錬太郎	比例北関東	立憲民主党
森田　俊和	比例北関東	国民民主党
岡本　三成	比例北関東	公明党
西村智奈美	新潟１区	立憲民主党
鷲尾英一郎	新潟２区	無所属
黒岩　宇洋	新潟３区	無所属
菊田真紀子	新潟４区	無所属
泉田　裕彦	新潟５区	自由民主党
髙鳥　修一	新潟６区	自由民主党
細田　健一	比例北陸信越	自由民主党
斎藤　洋明	比例北陸信越	自由民主党
石﨑　徹	比例北陸信越	自由民主党
務台　俊介	比例北陸信越	自由民主党
後藤　茂之	長野４区	自由民主党
宮下　一郎	長野５区	自由民主党

＜参議院＞

議員名	選挙区	政党
岡田　広	茨城選挙区	自由民主党
郡司　彰	茨城選挙区	無所属
上月　良祐	茨城選挙区	自由民主党
藤田　幸久	茨城選挙区	国民民主党
石井　章	比例代表	維新の会
上野　通子	栃木選挙区	自由民主党
高橋　克法	栃木選挙区	自由民主党
中曽根弘文	群馬選挙区	自由民主党
山本　一太	群馬選挙区	自由民主党
関口　昌一	埼玉選挙区	自由民主党
西田　実仁	埼玉選挙区	公明党
大野　元裕	埼玉選挙区	国民民主党
古川　俊治	埼玉選挙区	自由民主党
矢倉　克夫	埼玉選挙区	公明党
行田　邦子	埼玉選挙区	希望の党
片山さつき	比例代表	自由民主党
若松　謙維	比例代表	公明党
塚田　一郎	新潟選挙区	自由民主党
風間　直樹	新潟選挙区	立憲民主党
森　ゆうこ	新潟選挙区	自由党
水落　敏栄	比例代表	自由民主党
吉田　博美	長野選挙区	自由民主党
羽田雄一郎	長野選挙区	国民民主党

◆太字は本人出席
◆早く帰られた議員の方の写真は掲載できませんでした。

＜関連団体・組織＞

日本税理士政治連盟	副会長	瀧浪　貫治
東京税理士政治連盟	会長	渡邉　文雄
東京税理士政治連盟	幹事長	吉川　裕一
東京地方税理士政治連盟	会長	瀧浪　貫治
千葉県税理士政治連盟	会長	藤森　強
千葉県税理士政治連盟	幹事長	江波戸秀記
関東信越税理士会	会長	江本　英仁
関東信越税理士協同組合連合会	理事長	吉村　寛
関東信越税理士国民健康保険組合	理事長	和久井　工

大会来賓

出席国会議員

（敬称略・順不同）

山本一太参議院議員
国政報告

田所嘉徳衆議院議員

石川昭政衆議院議員

永岡桂子衆議院議員

青山大人衆議院議員

浅野哲衆議院議員

福田昭夫衆議院議員

尾身朝子衆議院議員

井野俊郎衆議院議員

中曽根康隆衆議院議員

長谷川嘉一衆議院議員

上野宏史衆議院議員

黄川田仁志衆議院議員

穂坂泰衆議院議員

枝野幸男衆議院議員

大島敦衆議院議員

神山佐市衆議院議員

柴山昌彦衆議院議員

土屋品子衆議院議員

三ツ林裕巳衆議院議員

小宮山泰子衆議院議員

斎藤洋明衆議院議員

務台俊介衆議院議員

後藤茂之衆議院議員

宮下一郎衆議院議員

高橋克法参議院議員

西田実仁参議院議員

矢倉克夫参議院議員

行田邦子参議院議員

片山さつき参議院議員

塚田一郎参議院議員

羽田雄一郎参議院議員

懇親会スナップ

髙鳥修一衆議院議員

枝野幸男衆議院議員

関口昌一参議院議員（左）、三ツ林裕巳衆議院議員

岡田広参議院議員（左）、青山大人衆議院議員

後藤茂之衆議院議員

福田昭夫衆議院議員（左）、高橋克法参議院議員

宮下一郎衆議院議員

大島敦衆議院議員（左）、小宮山泰子衆議院議員

中曽根康隆衆議院議員

長谷川嘉一衆議院議員

尾身朝子衆議院議員（左）、上野宏史衆議院議員

行田邦子参議院議員

穂坂泰衆議院議員

矢倉克夫参議院議員（左）、柴山昌彦衆議院議員

吉川裕一東税政幹事長

江波戸秀記千葉県税政幹事長

平成３０年度運動方針

自　平成３０年４月　１日
至　平成３１年３月３１日

本連盟の目的はその規約第３条において下記のとおり定められている。

第３条　（目的） 本連盟は、全組織を挙げて政治力を強化し次の政治活動を行うことを目的とする。 （１）関東信越税理士会の目的と、その事業を達成するために必要な政治活動 （２）前号のほか税理士の権益拡大と税制の改正等に必要な政治活動

規約にあるように、本連盟は関東信越会の目的とその事業達成以外の一般的にいうような政党政治活動を行うものではなく、関東信越会の目的達成のために政治活動を行うものである。

主となる運動としては、関東信越会が税理士法第49条の11（建議等）の「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」との規定に基づき、関東信越会の理事会において決議された平成31年度税制改正及び税務行政に関する意見とこれを基礎とした税理士法第49条の15により日税連における理事会で決議された建議書に従った政治活動を行うことである。

税理士会は税制の原理原則を基本におきながら、中小企業に過重な負担とならない税制の確立を目指している。そのためには、中小企業税制に係る外形標準課税の導入阻止、欠損金の控除限度額の縮減の適用について、その動向を注視し、適正な対応をとる必要があり、中小企業の事業承継についても税制面から支援できるように運動をしなければならない。

また、平成30年度改正における事業承継税制については、円滑に運用できるように政省令の改正の動向について注視しなければならない。

消費税制については、軽減税率制度の導入が１年後になったが、税理士会としては種々の問題点を内包した軽減税率制度に対しては税率10％の時点では反対の立場であり、実務においては納税義務者に混乱のないように準備はしなければならないが、ポイントカードなどを利用した低所得者対策を引き続き訴えていかなければならない。

平成35年10月から導入予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対しても問題点を提起し現行の帳簿保存方式で十分であることなども提言していく必要がある。

本連盟に課せられた社会的役割は、ますますその重要性を増している。

本連盟は、税理士の社会的地位の向上と関東信越会の基本施策を実現するために、各種施策・運動等に取り組んでいく必要がある。

本連盟は、規約第３条の目的を達成するために、各県税政連や後援会及び日税政と

連携して、本連盟の施策に賛同し尽力される国会議員を支持し、政治力を強化して次に掲げる具体的課題に取り組むこととする。

一　運動方針

税制改正への対応については、中小企業の活性化に資する政策の実現や経済的弱者に配慮した政策の実現に向けた活動を行う。

社会保障・税番号制度への対応については、初年度の利用状況を注視し、個人事業者番号などの導入について個人情報などの保護に資する活動を行う。

税務行政改善への対応については、調査手続規定の運用を注視し、納税者の権利・利益の救済・保護に資する活動を行う。

税理士法の改正については、更なる税理士制度の発展を目指し、資格制度見直しの動向を注視するとともに、会員の研修についても支援できるように引き続き活動を行う。

税理士制度に影響を及ぼす規制改革や制度改革の動向については、迅速かつ的確な対応を行う。

国政選挙については、各県税政連や後援会と連携して、組織力を強化し、支援活動を積極的に行う。

税理士の社会的地位の向上については、納税者の理解のもとに、政治力を強化し、具体的課題に積極的に取り組む。

二　重点運動

本連盟は、納税者のための真の代表を国会に送り、良好な関係を保ち、意思の疎通を図り、税理士制度発展のための次に掲げる重点運動を展開する。

1　税制改正への対応については、中小企業や経済的弱者に配慮した政策の実現に向けた運動を強力に展開する。

2　社会保障・税番号制度への対応については、個人事業者の個人情報保護の観点からも、適正な運用に向けた運動を強力に展開する。

3　税務行政改善への対応については、調査手続規定の運用を注視し、納税者の権利・利益の救済・保護に資する運動を強力に展開する。

4　改正税理士法への対応については、税理士制度の発展を目指し、資格制度の定着に向けた運動を強力に展開する。

5　規制改革や制度改革への対応については、その動向を注視し、税理士業務独占堅持のための運動を強力に展開する。

6　国政選挙への対応については、各県税政連や後援会と連携して組織力を強化する運動を強力に展開する。

平成２９年度　収支計算書

自 平成２９年４月　１日
至 平成３０年３月３１日

（収入の部）　　（単位：円）

科目		予算額	決算額	差異	摘要
分担金		39,974,000	40,111,500	△ 137,500	
	分担金	39,974,000	40,111,500	△ 137,500	5,500円×7,293人
寄付金		0	1,060,000	△ 1,060,000	
	個人からの寄付	0	0	0	
	政治団体からの寄付	0	1,060,000	△ 1,060,000	
その他の収入		100,000	760,160	△ 660,160	
	雑収入	100,000	760,160	△ 660,160	
前年度繰越金		15,130,596	15,130,596	0	
	前年度繰越金	15,130,596	15,130,596	0	
合計		55,204,596	57,062,256	△ 1,857,660	

（支出の部）

科目		予算額	決算額	差異	摘要
経常経費		8,200,000	6,120,000	2,080,000	
	備品・消耗品費	500,000	0	500,000	
	事務所費	7,700,000	6,120,000	1,580,000	
政治活動費		45,600,000	35,333,295	10,266,705	
	組織活動費	24,800,000	17,981,116	6,818,884	※１
	選挙関係費	500,000	23,760	476,240	
	その他の事業費	100,000	0	100,000	
	調査研究費	100,000	0	100,000	
	寄付・交付金	20,000,000	17,328,419	2,671,581	※２
	その他の経費	100,000	0	100,000	
予備費		1,404,596	0	1,404,596	
	予備費	1,404,596	0	1,404,596	
次年度繰越金		0	15,608,961	△ 15,608,961	
	次年度繰越金	0	15,608,961	△ 15,608,961	
合計		55,204,596	57,062,256	△ 1,857,660	

※１　組織活動費内訳

組織対策費	8,603,888
大会費	5,311,468
交際費	1,077,400
広報費	2,988,360
合計	17,981,116

※２　寄付・交付金内訳

日税政分担金	8,722,800
各県税政連交付金	1,623,000
後援会活動助成金	2,882,619
衆議院議員等推薦料	4,100,000
合計	17,328,419

平成３０年度収支予算

自 平成３０年４月　１日
至 平成３１年３月３１日

（収入の部）　　（単位：円）

科目		予算額	前年度予算額	増減	摘要
分担金		40,111,500	39,974,000	137,500	
	分担金	40,111,500	39,974,000	137,500	5,500円×7,293人
寄付金		0	0	0	
	個人からの寄付	0	0	0	
	政治団体からの寄付	0	0	0	
その他の収入		100,000	100,000	0	
	雑収入	100,000	100,000	0	
前年度繰越金		15,608,961	15,130,596	478,365	
	前年度繰越金	15,608,961	15,130,596	478,365	
合計		55,820,461	55,204,596	615,865	

（支出の部）

科目		予算額	前年度予算額	増減	摘要
経常経費		8,200,000	8,200,000	0	
	備品・消耗品費	500,000	500,000	0	
	事務所費	7,700,000	7,700,000	0	
政治活動費		45,600,000	45,600,000	0	
	組織活動費	24,800,000	24,800,000	0	※１
	選挙関係費	500,000	500,000	0	
	その他の事業費	100,000	100,000	0	
	調査研究費	100,000	100,000	0	
	寄付・交付金	20,000,000	20,000,000	0	※２
	その他の経費	100,000	100,000	0	
予備費		2,020,461	1,404,596	615,865	
	予備費	2,020,461	1,404,596	615,865	
合計		55,820,461	55,204,596	615,865	

※１組織活動費内訳

組織対策費	11,000,000
大会費	8,000,000
交際費	2,300,000
広報費	3,500,000
合計	24,800,000

※２寄付・交付金内訳

日税政分担金	8,751,600
後援会等活動助成金	5,500,000
衆議院議員推薦料	4,000,000
その他活動費	1,748,400
合計	20,000,000

国会議員政策担当秘書選考採用審査認定を受けることができる者に税理士が加えられました

関東信越税理士政治連盟
幹事長　渡　邉　輝　男

「国会議員政策担当秘書選考採用審査認定を受けることができる者に税理士を加えること」という要望に関する陳情は、平成28年２月から始められ、平成30年７月13日に衆議院の議院運営委員会、同月19日に参議院の議院運営委員会において承認されました。約２年６か月にわたる長い陳情期間でした。長期間になった理由は、議院運営委員会は毎年９月頃に委員会のメンバーの入替えがあります。従って、通常国会の閉会までに衆参の両委員会において承認されなければ、陳情の仕切り直しとなるためでした。この度は、全国の税政連の役員の皆さま及び各党の税理士議連の会長、幹事長の皆さまのお力を借り、なんとか、承認の運びとなりました。あろがとうございます。

改正内容については次のとおりで、「国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程」の第19条に新たに二号を付け加えられました。なお、30年９月１日から施行となります。

○　国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程

改　正　案

（選考採用審査認定を受けることができる者の要件）

第十九条　次の各号の一に該当する者は、選考採用審査認定を受けることができる。ただし、第七条各号の一に該当する者は、この限りでない。

一　略

二　税理士、司法書士その他特定の分野において前号に該当する者と同程度に政策担当秘書の職務に必要な知識及び能力を有するものとして審査認定委員会が定める資格を有する者の業務に従事した期間（以下この号において「資格業務期間」という。）と当該業務の補助の業務その他の審査認定委員会が認める業務に従事した期間とを合算した期間が十年以上であること（資格業務期間が五年以上である場合に限る。）。

三～五　略

（受講要件）

第二十五条　政策担当秘書研修を受講できる者は、第十九条第五号イ又はロに該当する者（当該政策担当秘書研修後における最初の選考採用審査認定が行われる月において同号イ又はロに該当する見込みの者を含む。）とする。

日本税理士会連合会

平成31年度

税制改正に関する建議書の概要

● 税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

● 税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

税制に対する基本的な視点

❶ 公平な税負担　❷ 理解と納得のできる税制　❸ 適正な事務負担
❹ 時代に適合する税制　❺ 透明な税務行政

建議書の構成

- 特に強く主張したい3項目の「本建議書における重要建議項目」
- 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
- 全国15の税理士会及び当連合会の555項目の税制改正意見から31項目に集約した「税制改正建議項目」

※本紙では、3つの重要建議項目のほか、31の建議項目のうち特に重要かつ早期実現が必要と考える15項目を掲載(裏面)

今後の税制改正についての基本的な考え方(抜粋)

所得税

- 基礎的な人的控除における所得控除方式の維持、その他の人的控除の整理合理化と税額控除化の検討
- 多額な有価証券譲渡益等への税率引上げの検討
- 公的年金等所得について新たな独立した所得区分の創設

中小法人税制

- 小規模企業等税制の検討の際、いわゆる法人成り企業に対し特別な取扱いがなされないようにすること
- 資本金基準と所得金額以外の他の指標(従業員数など)との組合せによる中小法人の範囲の見直し

法人税

- 確定決算主義の維持と財源確保の視点に偏しない適正な課税ベースの構築
- 租税特別措置の整理

消費税

- 単一税率制度と請求書等保存方式の維持
- 基準期間制度の廃止と課税売上高が一定額以下である事業者への申告不要制度の創設
- 非課税取引の範囲の縮小

相続税・贈与税

- 世代間における資産移転促進に資する贈与税の負担軽減の検討
- 事業承継税制における資産管理会社の判定基準の見直し
- 民法(相続)改正に伴う税制のあり方(配偶者居住権、特別寄与料)

地方税

- 税源の偏在性が少ない地方税制の構築
- 中小法人への外形標準課税の不適用
- 個人事業税の対象事業及び税率の見直し

納税環境整備・その他

- 納税者憲章の制定、税務調査の事前通知事項の一部書面化
- 電子申告義務化の是非を検討する前段階としての中小法人のICT化促進
- 申告書等閲覧サービスにおけるコピーの交付等の手続緩和
- 成年後見制度に係る税制等の見直し(障害者控除の適用範囲拡大)

国際税制

- 租税条約の拡充による二重課税の排除、不正な租税回避の防止
- タックス・プランニングの「義務的開示制度」など新制度導入時の効果の検証と事務負担への配慮

災害対応税制

- 地方公共団体における災害税制の専任担当者の育成

平成31年度 税制改正に関する重要建議・要望項目

日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

最重要建議・要望項目

❖ 消費税における単一税率及び請求書等保存方式の維持

❶ 単一税率の維持

軽減税率（複数税率）制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、逆進性対策として非効率であること、財政が毀損し社会保障給付の抑制が必要となること等の理由により、従来、単一税率制度の維持を強く主張している。低所得者への逆進性対策としては、例えば、あらかじめ国が一定額を入金したプリペイドカードを配付する方法や、一定額の簡素な給付措置などによる消費支出の負担軽減策等を検討すべきである。

❷ 請求書等保存方式の維持

平成35年10月に導入予定の区分経理等のための適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）への移行は、事業者及び税務官公署の事務に多大な影響を与えることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように配慮又は見直しをする必要がある。この点については、例えば、請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等は十分可能である。

❸ 消費税のあり方についての抜本的な見直し

事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式（インボイス方式を含む。）及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について抜本的に再検討すべきである。特に、免税事業者が適格請求書等を発行できないことに伴い、不当な値下げ要求等により経営状態が圧迫されることのないよう対策を講じなければならない。

❖ 所得計算上の控除から基礎的な人的控除へのシフトと基礎的な人的控除のあり方

❶ 所得計算上の控除から基礎的な人的控除へのシフト

基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除）は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。その際、給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、こうした所得計算上の控除が適用されない事業所得等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人的控除を中心として課税最低限を確保することが適切である。

❷ 基礎的な人的控除のあり方

最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないとする最低生活費不課税の観点から、基礎的な人的控除については、その額を引き上げた上で、所得控除方式を維持すべきである。その際、課税最低限を構成する基礎控除を逓減・消失させることについては、憲法の要請も踏まえ慎重な検討が必要である。

なお、その他の人的控除項目については、整理合理化を図りつつ、可能な範囲で税額控除化すれば、所得再分配機能が低下していることや高所得者の負担軽減額が大きくなるという問題は相当程度解消することとなる。

❖ 償却資産に係る固定資産税制度の抜本的見直し

償却資産課税について、(一財)資産評価システム研究センターの「償却資産課税のあり方に関する調査研究ー申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計についてー」(2018年3月)において、現行の賦課期日(1月1日)はそのままとし、申告期限については、現行制度(1月31日)と電子申告(eLTAX)に限り法人税の申告期限と一致させる新方式との選択制にするとの方向性が示された。事業者の事務負担軽減、市町村の課税事務効率化及び電子申告率の向上に伴う実務の簡素化・効率化の観点から評価できるものであり、まずは、これを早期に実現すべきである。

また、当面の課題として、下記の項目についても検討する必要がある。

- 中小企業の設備投資促進と事務負担軽減のため、免税点を現行150万円から倍額程度まで引き上げる。
- 租税特別措置法により費用化が認められる30万円未満の少額資産は、償却資産課税の対象から除外する。

個別要望項目

所得税

1 寡婦(寡夫)控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。(建議・要望項目1(2)(3))
2 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。(建議・要望項目2)
3 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。(建議・要望項目3)

中小法人税制

4 繰越欠損金の100%控除制度を維持すること。(建議・要望項目4)
5 中小企業投資促進税制等及び研究開発税制を見直すこと。(建議・要望項目7)

法人税

6 確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。(建議・要望項目10)
7 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。(建議・要望項目11)

消費税

8 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。(建議・要望項目14)
9 非課税取引の範囲から、社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を除外し、課税取引として課税標準の計算や仕入税額控除の計算を行うこと。(建議・要望項目15)
10 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目16)

相続税・贈与税

11 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。(建議・要望項目18)
12 相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すること。(建議・要望項目20)

納税環境整備・その他

13 個人番号の利便性を向上させた上で、個人事業者番号の導入について検討すること。(建議・要望項目23)
14 税務手続の電子化をさらに推進するための課題を分析・検討し、制度及びシステムの両面で環境整備を行うこと。(建議・要望項目24)
(1)各税法における電子申告の位置付けの見直し　(2)システム面の対応　(3)電子帳簿等保存制度の普及
(4)マイナポータルとe-Tax・eLTAXの連携　(5)地方税法におけるシステム障害への対応　(6)税理士の署名押印義務の電子化対応

災害対応税制

15 災害損失控除を創設すること。(建議・要望項目29)

各県税政連だより

茨城県税理士政治連盟

幹事長
坂　場　信　夫

１．第43回定期大会

若山実会長あいさつ

平成30年７月17日午後１時30分から、水戸プラザホテル（水戸市）において、第43回茨城県税理士政治連盟定期大会が開催された。原口哲也副幹事長の司会で始まり、根本明人副会長の開会の言葉、来賓紹介の後、若山実会長からあいさつがあった。

議事は田村陽一会員が議長となり、坂場幹事長と星京一会計幹事が議案説明をし、第１号議案から第５号議案すべて可決承認された。議事終了後、来賓の井部俊一関税政会長、坂本和重茨城県連会長から祝辞をいただいた。

国会議員等からの祝電披露の後、午後２時22分生井澤基博副会長の閉会の言葉で終了した。

今年も後援会を組織している国会議員を含めて衆議院議員11人、参議院議員４人、非現職１人を大会終了後の茨城県連・茨税協・茨税政の三会主宰の懇親会に招待した。出席者は国会議員５人（非現職を含む。）、代理の秘書が11人の総数16人となった。また関税政の井部会長が来賓として出席された。祝辞は、田所嘉徳氏（自民党衆議院議員）、石川昭政氏（自民党衆議院議員）、藤田幸久氏（国民民主党参議院議員）、上月良祐氏（自由党参議院議員）、福島伸享氏（無所属前衆議院議員）の５人からいただき、代理出席の秘書は壇上で簡単な自己紹介をしていただいた。

田所嘉徳
衆議院議員

石川昭政
衆議院議員

藤田幸久
参議院議員

上月良祐
参議院議員

福島伸享
前衆議院議員

２．後援会の活動

６月24日「税理士による梶山弘志後援会」
　　定期総会・国政報告会
７月６日「税理士による岡田広後援会」
　　定期総会・国政報告会
７月９日「税理士による田所嘉徳後援会」
　　士徳会合同懇談会
７月10日「税理士による福島のぶゆき後援会」
　　定期総会・国政報告会
８月３日「税理士による田所嘉徳後援会」
　　定期総会・国政報告会

茨税政としては各後援会の協力を仰ぎ、税理士会の要望実現のため陳情活動をこれまで以上に行う方針である。

栃木県税理士政治連盟

幹事長
小　池　英　之

第47回定期大会を開催

大川芳宏会長あいさつ

栃木県税理士政治連盟は、７月13日午後１時から、宇都宮東武ホテルグランデ（宇都宮市）において、第47回定期大会を開催した。

藤沼孝幸副幹事長の司会進行により、谷中久蔵副会長の開会宣言、森島才子副幹事長による井部俊一関税政会長をはじめとする来賓の紹介の後、大川芳宏会長のあいさつがあった。

その後、司会から、本大会は定足数（代議員総数50人中出席者50人）を満たしており、有効に成立している旨の報告があり、議長に柳川英一代議員（足利支局）を選任した。

議長は、議事録署名人に篠原偉治代議員（佐野支局）、大塚次郎代議員（鹿沼支局）の２人を指名し、議事に入った。

議案は、第１号議案から第６号議案まで上程され、すべての議案が賛成多数で可決承認された。

議事終了後、大会決議が海老原和弘副幹事長により力強く読み上げられ、決意を新たにした。

このあと、来賓を代表して井部俊一関税政会長から祝辞をいただいた。

最後に、岡部記和副幹事長から祝電が披露され、多久善巳副会長の閉会宣言により、午後１時55分に大会を閉会した。

採決の様子

群馬県税理士政治連盟

幹事長
入　沢　紀　行

１．第47回定期大会

井部俊一関税政会長あいさつ

群馬県税理士政治連盟は７月24日、ホテルグランビュー高崎（高崎市）において代議員94人中83人の出席（委任状出席を含む）のもと第47回定期大会を開催した。定期大会は、金井哲夫副会長の司会進行により物故会員に対する黙祷、加藤幸一副会長の開会の辞を経て、来賓紹介を行った。今大会の来賓は、反町敦群馬県副知事（知事代理）、富岡賢治高崎市長、井部俊一関税政会

長、小林馨群馬県連会長、岩澤安国群税協理事長、八木義明国保組合群馬県連理事長そして、山本一太参議院議員の臨席を賜った。そして狩野要一会長のあいさつの後、議長を選出し、柳田廣隆顧問、手島保相談役が議長に選任され、両議長の議事進行により第１号議案から第６号議案すべての議案が賛成多数により可決承認された。

その後、来賓の方々から祝辞を頂戴し、祝電披露を経て佐藤昌義副会長の閉会の辞をもって第47回定期大会は無事終了した。

また、当日は大変忙しい時間の中、定期大会開催時間前ではあったが、尾身朝子衆議院議員に定期大会会場に立ち寄っていただきあいさつをいただいた。

反町敦
群馬県副知事

富岡賢治
高崎市長

山本一太
参議院議員

尾身朝子
衆議院議員

狩野群税政会長

小林群馬県連会長

２．定期大会懇親会

定期大会終了後の懇親会では狩野会長のあいさつの後、出席いただいた井野俊郎衆議院議員、石関貴史前衆議院議員からあいさつを賜った。懇親会では、来賓の方々と群税政代議員、後援会役員との間で積極的な意見交換が行われ、親睦を深めることができた。

３．後援会活動

６月20日、東京プリンスホテル（港区）において「小渕優子君を励ます会」が開催され、狩野群税政会長、税理士による小渕優子後援会役員、群税政役員をはじめ群馬県から多数参加し、また関税政から渡邉輝男幹事長にも参加いただいた。限られた時間ではあったが、小渕代議士と交流を深めることができた。

井野俊郎衆議院議員

石関貴史前衆議院議員

小渕優子衆議院議員

埼玉県税理士政治連盟

幹事長
秋　山　典　久

埼玉県税理士政治連盟第53回定期大会の報告

埼玉県税理士政治連盟は、６月13日午後１時からザ・キャピトルホテル東急（千代田区）において第53回定期大会を開催した。

開会に際して大石敬会長から次のとおりあいさつがあった。

会場の様子

「日ごろは税政連活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、本日は第53回埼税政定期大会ということで、来賓、代議員の皆さま方、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今年は、２年に１回の国会議事堂近くのザ・キャピトルホテル東急での開催です。

『ザ・キャピトル』という言葉は英語で国会議事堂という意味ですが、このホテルの向こう側には衆議院の第一議員会館、第二議員会館、参議院の議員会館と議員会館が３つあり、さらにその先に国会議事堂があります。国会議事堂にも本館、別館、分館とあり、また首相官邸等もあります。ここ永田町は政治の中心地です。私は大体年間で100回以上はこの近辺に来ており、私が『会館に行く』というのは税理士会の会館ではなく議員会館に行くということです。本日は、慎重なるご審議をいただければありがたく思っております。」

大石敬会長あいさつ

会長あいさつの後、議長を選任し議事内容について審議が行われた。

議長選任

議案として第１号議案から第６号議案まで慎重な審議がされすべての議案が原案どおりに承認可決された。

閉会にあたり、秋山幹事長から昨年の埼玉県税理士政治連盟への寄付についてお礼を述べるとともに、会議に際しての旅費規程を大幅に引き下げたことで、約100万円の繰越金を計上することができたこと、また、30年度予算の会費収入の計上方法を、昨年度までは埼玉県の税理士会個人会員数により計上する方法としていたものを、より実態を反映する29年度以前５年間の税政連会員数の実績をもとに計上する方法に変更したことを報告し、午後２時過ぎに閉会した。

審議の様子

新潟県税理士政治連盟

幹事長
古　川　和　夫

１．第51回定期大会を開催

新潟県税理士政治連盟は、７月20日午後１時からホテルニューオータニ長岡（長岡市）において第51回定期大会を開催した。

当日は県下各地から代議員81人中79人（委任

状出席17人）が出席した。議長に水島敏顧問を選出し、第１号議案から第６号議案までいずれも賛成多数で可決承認された。

高橋潔会長あいさつ

午後５時30分からの懇親会は、今年も県連との共催により行われた。懇親会には、多数の国会議員が出席予定であったが、当日は延長国会の事実上最終日にあたり、内閣不信任案が提出されたため、議員本人の出席がかなわず全員代理出席となってしまった。

採決の様子

２．「税理士による塚田一郎後援会」設立

５月19日、新潟グランドホテル（新潟市）において自民党塚田一郎参議院議員の後援会設立総会が開催された。会員118人で組織され、多くの会員が出席した。

設立総会後、塚田議員は「平成19年の初当選以来、日本の経済再生とふるさと新潟の発展のために奔走し、参議院財政金融委員長など国政で活動してきました。これからも国政の場で懸命に働いてまいりますので、皆さまの深く幅広い知見をご提供いただきたい」とあいさつし、会員と懇親を深めた。

会長には五十嵐秀夫会員（新潟支局）、幹事長には土田隆会員（同支局）が就任した。

塚田一郎後援会設立総会

長野県税理士政治連盟

幹事長
横　沢　　正

第43回定期大会

大会風景

長野県税理士政治連盟は、酷暑の中、７月23日午後１時から、 上田東急ＲＥＩホテル（上田市）において第43回定期大会を、関税政・井部俊一会長、髙野善生副会長並びに若林健太前参議院議員をはじめとした来賓を招いて盛大に開催することができた。

井部関税政会長あいさつ

百瀬征男会長あいさつ

成澤優一朗副会長あいさつ

若林健太前参議院議員祝辞

羽田雄一郎参議院議員
懇親会あいさつ

後藤茂之衆議院議員
懇親会あいさつ

議長に星野直信相談役を選出し、議事は第１号から第６号まですべての議案が可決確定された。

同日行われた県連との合同祝賀では、後藤茂之衆議院議員、羽田雄一郎参議院議員が出席され、あいさつをいただいた。また、代理出席の秘書の方々の紹介もあった。当日は多数の来賓にご臨席いただき、和やかに懇親を深めることができた。

後援会活動支援等

４月20日　税理士による吉田博美後援会　政策担当秘書制度に関する陳情
（参議院議員会館）
第１回幹事会
（松本東急ＲＥＩホテル　松本市）
大会代議員の選出基準、顧問相談役推戴、定期大会議案審議

５月７日　税理士による後藤茂之後援会　日税政広報委員会会報インタビュー
（衆議院第一議員会館）

５月10日　第１回正副会長・正副幹事長合同会議
（県税理士会館会議室　松本市）
今年度の運動方針及び定期大会議案等審議

５月11日　税理士による吉田博美後援会　政策担当秘書制度に対する見直しについて（参議院自民党幹事長室）

５月24日　監査会（県税理士会館会議室　松本市）

５月26日　第48回自由民主党長野県連大会
（諏訪市文化センター　諏訪市）

６月１日　第２回正副会長・正副幹事長合同会議
（県税理士会館会議室　松本市）
定期大会進行について

６月11日　財務委員会（百瀬会計　松本市）

６月15日　第２回幹事会
（県税理士会館会議室　松本市）
定期大会議案審議

７月２日　財務委員会（百瀬会計　松本市）

７月21日　税理士による後藤茂之後援会
（秋月本店　諏訪市）
国政報告

７月23日　第３回正副会長・正副幹事長合同会議
（上田東急ＲＥＩホテル　上田市）
定期大会進行について

税理士による国会議員後援会名簿（新設）　※敬称略

国会議員名	選　挙　区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	設立年月日
塚　田　一　郎	参・新潟県	自民党	五十嵐　秀夫	土田　　隆	H 30. 5.19
鷲　尾　英一郎	衆・新潟県２区	無所属	田　中　　操	相田　　哲	H 30. 8.25

関税政の動き

●５月15日　会計監査（本会会議室）
平成29年度会計監査

●５月15日　第２回幹事会（本会会議室）
議題　第52回定期大会議案書（案）について

第２回幹事会の様子

●６月13日　第２回正副会長・正副幹事長合同会議
（ザ・キャピトルホテル東急）
議題　第52回定期大会事前打ち合わせについて

●６月13日　第52回定期大会
（ザ・キャピトルホテル東急）
詳細は定期大会特集頁を参照

●７月27日　第３回正副会長・正副幹事長合同会議
（草津温泉　ホテル櫻井）
議題　本連盟及び各県定期大会の反省について

●８月７日　第２回広報委員会
（ＯＬＳビル２階会議室）
議題　会報39号の編集について

●８月21日　後援会会長連絡会議打ち合わせ会
（本会会議室）
議題　後援会会長連絡会議について

編集後記

広報委員長　柳澤　彰

政策担当秘書制度に関する要望が、既報のとおり９月1日から施行されることとなりました。関係者の皆様の努力に敬意を申し上げ、税理士の社会的地位の向上に大きな貢献となったと思います。広報でもこうした活動・成果を伝えていきたいと思います。

広報副委員長　入沢　紀行

７月の豪雨により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。この夏は、連日のように酷暑という報道があり、また豪雨・台風と異常気象であった。秋からはすごしやすい日々になっていることを切に願う。

広報委員　加藤　信彦

原稿の細かい字が見えにくくなってきました。内容だけでなく文字の大きさも気にかけなければいけなくなりました。

広報委員　青柳　孝

今回の校正作業の時にお借りした『記者ハンドブック』に感動しました。言葉の使い方や区別など大変分かりやすい。今さらですが、自分も購入して勉強しようと思いました。

広報委員　小板橋敬之

今年の夏は例年にない酷暑でしたが、皆さまはお変わりなかったでしょうか。
私はあるイベントで熱中症の初期症状になってしまいました。もうすぐお彼岸。
暑さもやわらいでくることでしょう。

広報委員　島﨑　己作

暑い夏でした。熊谷市では気温41.1度を記録し、気象庁は一つの災害と認識しているとのことです。現在、熊谷の隣接市に住んでいますが、今後もまだ気温は上がるのでしょうか。夏が嫌いになった者は心配です。

広報委員　田中　操

定期大会での会長あいさつの中に関東信越62支局（43選挙区）すべてに後援会がある状態にしたいという思いと後援会設立支援の話がありました。私の所属している支局においても税政連役員の支援を受けて８月25日に後援会設立総会が開催されました。

広報委員　依田　央雄

今年の暑さは異常である。今まで家の中では、30度を超えたことがなかったが連日超えた。
２階で寝ていたが、夜になっても温度が下がらないので１階に移動した。
温暖化よる異常気象なら、来年以降も続くと思われる。何か対策を考えないと。

悩んでいませんか?!
退職金対策

従業員の定着率を上げたい・・・

関与先に退職金制度を勧めたい・・・

安心できる退職金制度があれば・・・

そんなときは ぜいたいきょうが安心! オススメ!

一般社団法人ぜいたいきょう

従業員のための 特定退職年金共済制度

えっ?複利で 2%!?

ひとり1件紹介キャンペーン 実施中

関与先・税理士会員をご紹介いただいた場合、諸経費をお支払いいたします

例）関与先をご紹介いただいた場合、
新規加入事業所
1件につき 20,000円＋消費税
被共済者
1名につき　5,000円＋消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。詳しくはぜいたいきょう事務局まで。

ご加入いただける方

満65歳未満までOK!

①税理士会会員（税理士法人含む）
②税理士会及び税理士関連組織（賛助会員）
③関与先等（賛助会員）

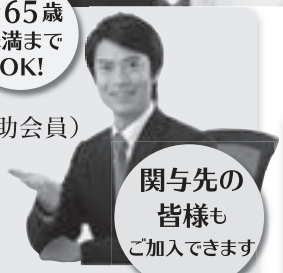

関与先の皆様もご加入できます

制度の特徴

●月額3,000円から、確かな保証！
●掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
●制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
ただし、満60歳未満の方まで可。
※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。
お手元にない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
●退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
●退職年金は、退職後（受給要件を満たした場合）10年間にわたって職員にお支払いいたします。
★充実した福祉事業制度（結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意）

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

※掛金の費用負担はございません。

退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数	10口(10,000円)の場合		
加入期間	基本退職年金月額	基本退職一時金	基本遺族一時金
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。
※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。
※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税退共
一般社団法人ぜいたいきょう
（旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会）

制度の詳細はホームページをご覧ください http://www.zeitaikyo.com ぜいたいきょう 検索

まんがで分かりやすく解説しています!

〒330-0846　さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階　Tel.048(645)8720　Fax.048(645)9261

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。
1983年（昭和58年）に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

税理士協同組合の

税理士顧問料の集金は 報酬自動支払制度

税理士顧問料の集金は『口座振替』が便利です。

ニーズに合わせて選べる２タイプ

e-NET の集金支援システム特許取得
＜特許第 5117097 号＞

資料請求はこちら

関与先１件から
POST
郵送型

入金管理も楽々
e-NET
ネット型

24時間
利用可能

報酬自動支払制度　検索

関与先様の集金は My 集金NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

ご紹介謝礼として税理士先生へご利用成約１関与先につき 30,000 円お支払いします。

- ●アパート・マンションの家賃、管理費
- ●駐車場利用料　●貸しビルテナント料
- ●塾・音楽教室など各種月謝
- ●新聞や雑誌の購読料など様々な集金業務を１件からサポートします。

報酬自動支払制度・My集金NETのお問い合わせは **0120-155-551**

研修事業のご案内

- ●**日本税理士協同組合連合会様との共催研修**(年10回開催）や当社主催の税理士先生、職員様向け研修も開催しております。
- ●著名講師による相続・資産税・法人税・国際税務・NPO 公益法人税務等、幅広いテーマを取扱い。
- ●インターネット※(ライブ配信、オンデマンド配信) でのご受講も可能です。※一部対象外あり。

詳細・お申込みはＨＰをご覧ください。

日税 研修　検索

日税ジャーナルオンライン

知りたい情報はココにあります！

日税ジャーナルオンラインは、日税グループが提供する税理士事務所のための情報ポータルサイトです。最新の税務ニュースやお役立ちワンポイント講座など、様々なコンテンツをご用意しております。是非ご覧ください！

スマホでも読みやすい！

日税ジャーナルオンライン　検索

研修事業・日税ジャーナルオンラインについてのお問い合わせは **TEL 03-3340-4488**

税理士とその関与先のために
NICHIZEI GROUP

株式会社日税ビジネスサービス

たいせつにします プライバシー
10860426(07)

税理士職業賠償責任保険

届出書提出状況の確認が、事故防止につながります。

うっかり忘れた、提出していると思い込んでいた、など状況は様々。
提出期限前に、いま一度の確認で事故防止をお願いします。

保険契約者（団体契約）日本税理士会連合会

◉保険代理店　株式会社日税連保険サービス

〒141-0032　東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階

ホームページ　ぜいばいほけん　検索

＊ホームページでは事故事例をご覧いただけます。

税理士どうしの助け合い
心と心の寄り添い
それが　にちぜいきょうさい

昭和28年に西日本を襲った大水害、
被災した税理士の仲間を助けるべく立ち上がった「助け合いの精神」は、
65年前の創立以来、弊会独自の「災害見舞金」制度と
「会務従事者見舞金支援」制度として
「にちぜいきょうさい」に引き継がれています。
これら見舞金制度を支えるのは、弊会ご案内の各制度にご加入の、
お一人おひとりにご負担いただいている制度運営費です。
一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、
ご自身の、そして仲間の万一の際の大きな助け合いにつながります。
心と心の寄り添い、それが「にちぜいきょうさい」です。
ぜひとも皆様のご加入を賜りますよう、
どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本税理士共済会　理事長　石丸　修太郎（北海道税理士会　顧問）

日本税理士共済会の創立記念日10月26日は**「税理士相互扶助の日」**
として記念日登録されています。

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F
電話 03-5740-0321　FAX 03-5740-0323　e-mail jim@zeirishikyosai.com
ホームページはこちら→ http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

関東信越税理士協同組合連合会
事業のご案内

当連合会は、各県税理士協同組合及び組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、共同事業を行い、所属員の自主的な経済活動を促進し、経済的地位の向上を図ることを目的として、中小企業等協同組合法に基づき設立し運営されています。

主な事業活動は次のとおりです。他にも各県税理士協同組合では、それぞれ特色ある事業を活発に推進しておりますので是非ご利用ください。

◆購買及び斡旋事業
税理士報酬領収書の販売、図書（路線価図他）の注文及び販売、税理士専用カード、
税理士報酬自動支払制度、機密書類リサイクルボックスの斡旋

◆教育情報事業
セミナーの企画・開催

◆福祉共済事業
グループ保険共済制度（本連合会独自の団体定期保険）、退職金共済制度、ぜいりし年金制度
関東信越税協連企業年金基金
有限会社関税サービス（団体傷害疾病保険、ゴルファー保険、自動車保険）

◆福利厚生事業
あんしん財団事業（事業総合傷害保険、労働災害防止、福利厚生）
中小企業退職金共済制度、結婚紹介サービス、ゴルフ場提携利用（特約企業提携料金）

◆広報事業
会報「関東信越税理士界」の『関税協のページ』に活動状況、事業概要等の情報を掲載
ホームページによるタイムリーな情報の提供

◆全国税理士共栄会関東信越地区会事業
全税共「VIP 大型総合保障制度」「全税共年金制度」の推進

◆関東信越税協連共済会事業
総合事業保障プラン、税理士向け報酬自動振替システム、関与先向け集金代行サービス
Ｍ＆Ａの仲介

お問い合わせ　関東信越税理士協同組合連合会
〒330-0854　さいたま市大宮区桜木町 4-333-13　ＯＬＳビル 14 階
電話 048-650-0333　FAX048-650-0335　http://www.kanzeikyo.or.jp/